

公の施設の管理運営の在り方に係る検討の視点

合併により、これまで10の市町村がそれぞれに施設を有していたことから、結果として新市は非常に多くの施設を有することになりました。

また、既存の公の施設については、これまで公設公営を基本に整備及び管理運営がされており、その設置目的や使用経過等、個々の施設の有する条件や環境が異なることから、行財政改革を推進するにあたっては、これら施設それぞれの条件を踏まえた効率的な管理、運営が大きな課題の一つとなってきます。

このことから、簡素で効率的な行政運営を進めるためには、市民の視点やコスト意識等も踏まえつつ、個々の施設の設置条件や地域条件及び運営条件等を見極め、可能なものについては積極的に民間を活用するとともに、施設の統廃合も視野に入れた検討が必要と考えられます。

1 既存施設に係る検討の視点

(1) 廃止又は存続の検討

ア 廃止を前提に検討する施設

イ 存続を前提に検討する施設

(ア) 現行のまま存続を検討する施設

(イ) 統合により存続を検討する施設

(2) 存続を前提に検討していく施設に係る今後の管理運営の在り方

ア 行政が主体的に管理運営を行なっていく施設

イ 民間の活用を積極的に進めていく施設

(ア) 設置の主体を行政が継続

民間委託の活用 a 指定管理者制度の活用

b 業務委託

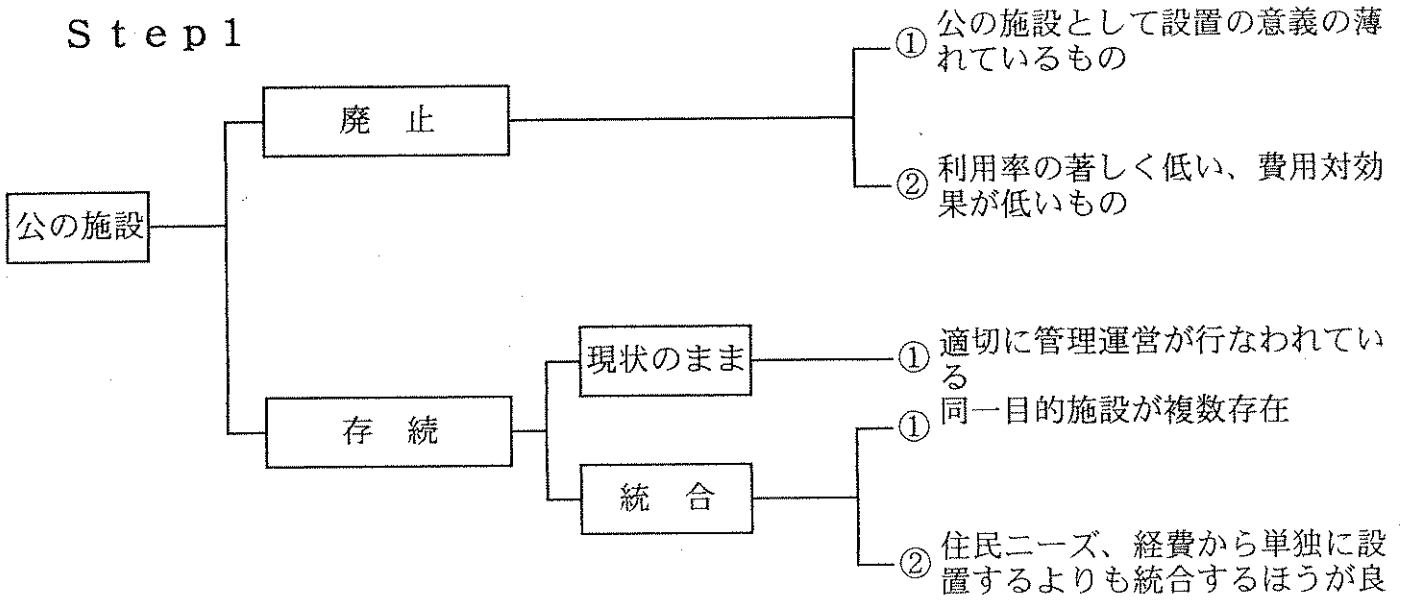
(イ) 設置の主体を民間へ移行

民間への売却

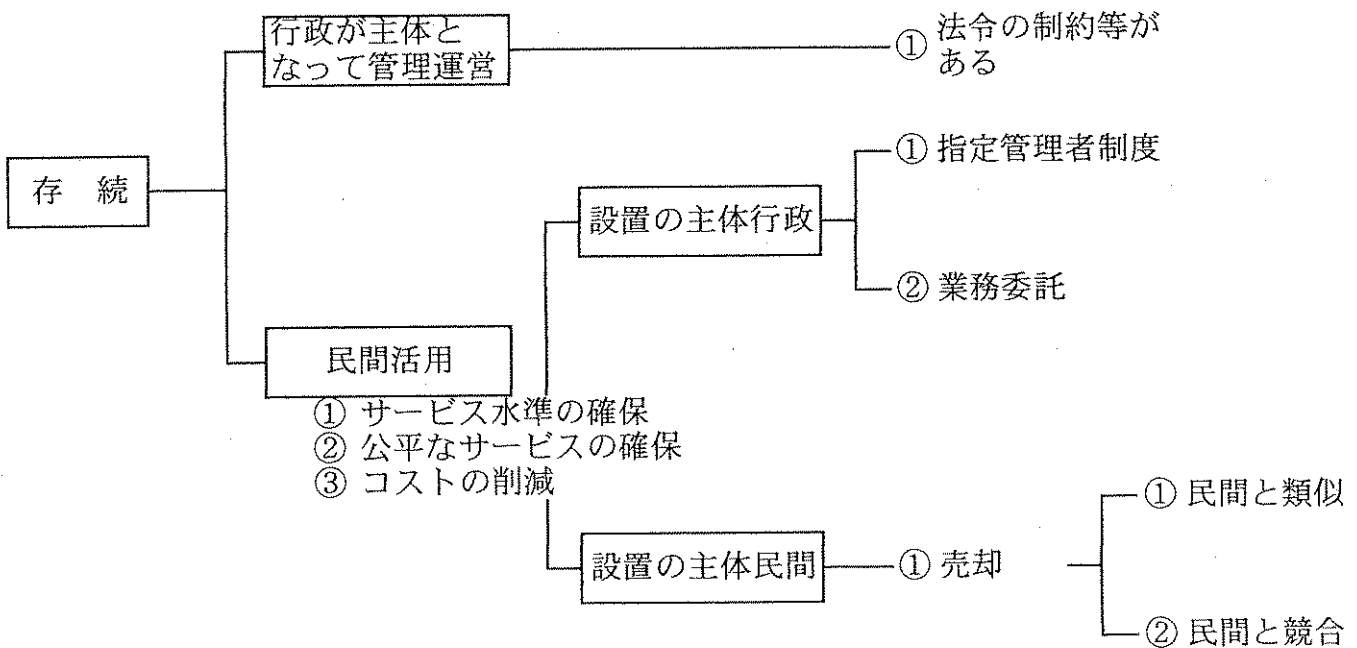
2 新たに建設を行う施設に係る検討の視点

上記(2)ア、イの検討に加えて、PFI等による建設の検討

Step 1



Step 2



公の施設の管理運営の在り方に係る検討の視点の具体的概要

1 既存施設に係る検討の視点

(1) 廃止又は存続の検討

ア 廃止を前提に検討する施設

【検討の対象】

- 公の施設としての設置の意義の薄れているもの《行政の関与の必要性》
- 施設の利用率が著しく低く費用対効果の観点から見直しの求められるもの《住民のニーズや施設の必要性の有無》

【留意事項】

- 公の施設は建設に際し、一般的に起債や国県からの補助を活用して建設している場合が多く、廃止の場合は、これらの返還等も視野に入れた上でのメリットの検討が必要

イ 存続を前提に検討する施設

(ア) 現行のまま存続を検討する施設

【検討の対象】

- 現行のまま、概ね適切に管理運営が行なわれている施設《公共サービスの確保、住民サービスの向上》

(イ) 統合により存続を検討する施設

- 同一目的を有する施設が市内に複数存在する施設
- 需要バランスや維持管理費用からみて単独に設置するよりも統合することが比較的優位になる施設《行政コストの削減》

【留意事項】

- 市域全体からみた適正配置等を勘案した広い意味での費用対効果を勘案したなかでのメリットを検討していく事が必要《住民との協働も意識》

(2) 存続を前提に検討していく施設に係る今後の管理運営の在り方

ア 行政が主体的に管理運営を行なっていく施設《民間と公の役割分担》

【検討の対象】

- 法令の制約等により行政が主体的に管理運営を行っていくことが求められる施設

イ 民間の活用を積極的に進めていく施設《責任の明確化》

(7) 設置の主体を行政が継続

民間委託の活用

a 指定管理者制度の活用

【検討の対象】

- 指定管理者制度の活用の可能な施設

【留意事項】

- 不測の事態における責任の明確化が課題

b 業務委託

【検討の対象】

- 法令の制約等により指定管理者制度の導入ができない施設
- 指定管理の希望者がいない施設
- 業務の専門性・特殊性を踏まえ、市が直接管理することが適当と判断される施設

(i) 設置の主体を民間へ移行

民間への売却

【検討の対象】

- 民間事業者等が市と同様又は類似の施設を設置している施設
- 市と民間が競合している施設

2 新たに建設を行う施設に係る検討の視点

上記(2)ア、イ ((i)を除く) の検討に加えて、P F I 等による建設の検討

【検討の対象】

- 一定規模以上の施設の建設についてはP F I 等の検討
- 指定管理者の活用の検討
- 業務委託の検討